

2024年8月6日

お客さま各位

イオン少額短期保険株式会社

スマホ保険 普通保険約款・特約の一部、  
およびクーリングオフ制度の変更のお知らせ

平素は弊社商品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。この度、弊社「スマホ保険」におきまして、普通保険約款・特約の一部、およびクーリングオフ制度を次の通りに変更いたします。ご一読くださいますようお願いいたします。

■変更が適用されるご契約

2024年8月6日以降に弊社申込サイトにて新規申込手続きされたご契約

(注) 上記より前の日に申込された契約が自動継続される場合には、本変更は適用されません。

■変更の内容

1, 普通保険約款・特約

盗難・紛失補償特約第2条を次の通り改定します

改定前	改定後
<p>第2条（保険金を支払わない場合） 当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次に掲げる事由によって生じた損害についても盗難・紛失保険金を支払いません。</p> <p>①保険契約者、被保険者（注）、または補償対象スマホの使用者の親族、使用人、同居人が自ら行いまたは加担した盗難</p> <p>②盗難発生後60日以内に盗難の事実を発見することができなかった盗難 （注）保険契約者、被保険者 保険契約者、被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p>	<p>第2条（保険金を支払わない場合） 当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次に掲げる事由によって生じた損害についても盗難・紛失保険金を支払いません。</p> <p>①保険契約者、被保険者（注）、または補償対象スマホの使用者の親族、使用人、同居人が自ら行いまたは加担した盗難</p> <p>②盗難発生後60日以内に盗難の事実を発見することができなかった盗難 （注）保険契約者、被保険者 保険契約者、被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p> <p>③日本国外で生じたスマホの盗難または紛失による損害</p>

## 2, クーリングオフ制度

次の通りに改定します

改定前	改定後
クーリングオフをご希望の場合は、お申込み日より10日以内に、書面または電磁的記録(電子メールの送信等)にてその旨をご通知ください。	当保険は保険期間が1年以下のため、クーリングオフの適用はございません。ご了承ください。

以上